

○ 警視庁警察装備品管理規程

昭和52年2月10日

訓令甲第3号

存続期間

〔沿革〕 昭和 52年 3月 訓甲第7号 (い)

平成 12年 3月 同第17号 (ろ)

19年 5月 訓令甲第18号 (は)

20年 10月 同第30号 (に)

29年 1月 同第1号 (ほ) 改正

目次

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 管理体制 (第4条—第8条)

第3章 保守管理及び活用 (第9条—第17条)

付則

第1章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、警視庁における警察装備品（以下「装備品」という。）の管理について必要な事項を定め、もつて装備品の適正な保守管理による総合的、効率的な活用を図ることを目的とする。

(準拠)

第 2条 装備品の管理については、警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号。以下「国有物品規則」という。）、東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号。以下「都有物品規則」という。）等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3条 この規程において装備品とは、警察活動上必要な資器材として供される物で、次に掲げる以外の物のうちから総務部長が定めるものをいう。ただし、学校教養のための教材用資器材及び鑑識資器材は含まないものとする。(は、に)

(1) けん銃

(2) 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）に定める戒具

(3) 動物

第2章 管理体制

(運用統制)

第 4条 総務部長は、警察活動上必要ある場合は、装備品について運用を統制することができる。

2 所属長は、必要ある場合は、総務部長に対し前項の運用統制を求めることができる。

(視察点検)

第 5条 総務部長は、必要により装備課長をして装備品の保守管理状況を視察点検させるものとする。

(管理責任者)

第 6条 装備品の配備されている所属の長は、管理責任者として、配備された装備品の保守管理及び運用について責任を負うものとする。

(管理主任者等の指定)

第 7条 管理責任者は、次により管理主任者、管理副主任者及び装備品担当者（以下「管理主任者等」という。）を指定するものとする。（い、ほ）

区分	警察署	その他の所属
管理主任者	副署長又は次長	装備品の管理事務を担当する課長代理又はこれに相当する者
管理副主任者	装備品の配備されている課（島部警察署にあつては係）の課長又は課長代理（島部警察署にあつては係長）。ただし、必要により、2以上の課（島部警察署にあつては係）に係る管理主任者を置くことができる。	警部の階級にある警察官及びこれに相当する警察行政職員の中の適任者 (必要人数を指定する。)
装備品担当者	装備品の配備されている課又は係の係長（島部警察署を除く。）又は主任の中の適任者（課又は係ごとに必要人数を指定する。)	警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又はこれらに相当する警察行政職員の中の適任者 (必要人数を指定する。)

(管理主任者等の任務)

第 8条 管理主任者は、管理責任者を補佐し、その所属に配備された装備品の適正な保守管理による総合的、効果的な活用を図るものとする。

2 管理副主任者は、管理主任者を補佐し、担当に係る装備品につき性能、諸元等を理解

するとともに、保管及び整備状況等の実態をは握して、適正な保守管理及び活用に努めるものとする。

- 3 装備品担当者は、担当する装備品の取扱い上の責任者として常に点検、整備を励行し、保守管理の任に当たるものとする。

第3章 保守管理及び活用

(一般的留意事項)

第 9条 装備品の保守管理に当たっては、数量、性能、配置状況その他の実態を的確には握するとともに、装備品の機能保全及び活用に適した保管方法によるものとする。

(管理主任者等不在時の措置)

第 10条 管理主任者等は、退庁時、保管する装備品を本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者）又は当直主任に引き継ぐ等、不在時であつても装備品を有効に活用できるよう配慮するものとする。（ろ）

(教養、訓練)

第 11条 管理主任者は、所属職員に対し、装備品の性能、諸元、活用方法等必要な教養、訓練を実施するものとする。

(配備運用)

第 12条 管理責任者は、装備品の配備運用を適切に行い、効果的な活用を図るものとする。

(定期点検)

第 13条 管理責任者は、毎四半期1回、装備品の管理状況について点検を実施するものとする。

(随時点検)

第 14条 管理責任者は、前条の規定による点検のほか必要ある場合には、随時点検を実施し、又は管理主任者をして行わせるものとする。

(修理等)

第 15条 管理責任者は、装備品について故障その他の機能障害等を発見したときは、国有物品規則又は都有物品規則に定めるところにより、速やかに修理等の措置を講ずるものとする。

(亡失、損傷等の報告)

第 16条 職員は、装備品を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、国有物品規則又は都有物品規則に定める手続により、直ちに総務部長に報告するものとする。

(報告)

第 17条 管理責任者は、その所属における装備品の現在数を、毎年3月末日現在で調査し、速やかに総務部長（装備課長経由）に報告するものとする。

付 則

この訓令は、昭和52年2月10日から施行する。